

京都市告示第 187 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から廃止の届出がありました。

平成18年8月31日

京都市長 梶本頼兼

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護	西医院	伏見区深草稻荷御前町90番地	平成18年6月30日
訪問看護	井上医院	伏見区醍醐落保町71番地	平成18年7月2日
通所リハビリ テーション	(社) 信和会大宅診 療所	山科区大宅沢町159番地	平成17年11月30日
居宅療養管理指導	藤田医院	伏見区深草上横縄町10番地の57	平成18年6月24日
居宅療養管理指導	西医院	伏見区深草稻荷御前町90番地	平成18年6月30日
居宅療養管理指導	井上医院	伏見区醍醐落保町71番地	平成18年7月2日
居宅療養管理指導	(医) 速水歯科医院	左京区二条通新間ノ町西入石原町27 9番地の4	平成18年6月30日
居宅療養管理指導	宮本歯科医院	左京区岡崎北御所町48番地の2	平成18年6月30日
居宅介護支援事業者	(社) 京都保健会居宅 介護支援事業所仁和	上京区御前通下立売上る2丁目仲之町 285番地	平成17年7月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)